

2015年6月9日

司法記者クラブ加盟社各位

「ブラック家主110番～これって退居しなきゃいけないの？」について

〒556-0013 大阪市浪速区戎本町1-9-19 酒井家ビル1号館5階  
きづがわ共同法律事務所

TEL: 06-6633-7621 FAX: 06-6633-0494

生活弱者の住み続ける権利対策会議事務局長

弁護士 増田 尚

冠省 築年数が相当経過した民間賃貸住宅では、十分な管理がなされないまま空室が目立ち、社会問題になっています。こうした民間賃貸住宅を買い取って、建替や再開発などを手がけると称して、賃借人の住み続ける権利を否定し、明け渡しを強圧的に迫る不動産事業者による被害が近年多発しています。

借地借家法では、正当事由のない解約申し入れは効力がないものとされ、賃借人の住み続ける権利が保障されています。しかし、賃借人の法的知識の乏しさに付け込み、建替や再開発というだけではおよそ正当事由がないことを知りながら、解約を申し入れて明渡を要求し、立退料等の提供もしないまま、実力で出て行かせるなど、賃借人の権利が侵害されるケースは少なくありません。

そこで、さる4月11日、賃借人の住み続ける権利を知らせ、このような不動産事業者による不当な立退要求を撃退させる支援に取り組むとともに、賃借人の権利が不当に侵害されないようにするための必要な法制度の確立を目指して、「生活弱者の住み続ける権利対策会議」がされました。

当会議は、不動産事業者による不当な立退被害の実態を把握し、被害を受けている賃借人の権利を守るため、以下のとおり、電話相談を実施いたします。つきましては、告知や取材等をお願い申し上げます。

〔実施要領〕

電話相談「ブラック家主110番～これって退居しなきゃいけないの？」

日時：6月14日（日）午前10時～午後4時

電話番号 06-6361-0546

（当日は、「大阪いちょうの会」（大阪市北区西天満4丁目5番5号マーキス梅田301号）にて電話待機しています。）

なお、同時時間帯に当会で開催する各地の電話相談は、以下のとおりです。ただし、東京は、「ブラック地主・ブラック家主対策弁護士」との共同により、「ブラック地主・家主110番」として実施いたします。

東京 03-5956-2510（城北法律事務所）

愛知 0565-77-7052（愛知ひまわり法律事務所）

福岡 ?（被害者の会？）

草々